

～耐震診断・耐震改修工事の費用を一部補助します～

平成7年1月の阪神・淡路大震災では、死者の8割以上が建物の倒壊等による圧死が原因でした。倒壊した建物の多くは、昭和56年5月31日以前に建築された木造建築物でした。

平成13年3月安芸灘地震、平成16年1月新潟中越地震、平成17年3月福岡県西方沖地震、平成23年3月には東日本大震災、また、平成23年11月には大地震の可能性が低いといわれていた広島県北部を震源とする地震が発生するなど、地震はいつでも発生してもおかしくない状況です。

このような中、安芸高田市では平成21年4月から木造住宅について「耐震診断」「耐震改修工事」に対する補助制度を新設し、安心安全なまちづくりを進めています。

耐震改修補助制度の流れ



まずは「耐震診断」で、建物の状態を知りましょう。



強度が足りない！

耐震改修工事を希望される方は、「耐震改修工事計画」を建築士が作成します。



計画に沿って「耐震改修工事」の開始です。



工事が完了した際には、安芸高田市による検査が必要になります。

「耐震診断」とは

地震による建物の倒壊を未然に防ぐため、建物に倒壊の恐れがあるかないかを把握することを「耐震診断」といいます。

「耐震改修工事」とは

耐震性に問題がある建物について耐震性を備えた建物とする補強工事を「耐震改修工事」といいます。

☆ 耐震診断・耐震改修工事への補助は別表の「安芸高田市木造住宅耐震診断設計資格者名簿」に登録されている建築士が耐震診断・耐震改修工事監理等を行った場合のみ適用されます。

「耐震改修診断」・「耐震改修工事」を行う場合には、次の制度が利用できます。

制度	内 容	対 象
木造住宅耐震診断 補助事業	診断にかかる費用の 2/3(上限:4万円/1件)	昭和 56 年以前に建築された木 造戸建住宅
木造住宅耐震改修 補助事業	工事費の 1/3(上限:40万円/1件)	昭和 56 年以前に建築された木 造戸建住宅

* 詳細については、それぞれ問い合わせ先でご確認ください。

☆まずは、「耐震診断」から

安芸高田市の補助制度の対象となるのは、

昭和 56 年以前の木造戸建住宅

なかでもバランスが悪い建築物

- ・ 1階の一部が駐車場の建築物
- ・ 大きな吹き抜けがある建築物
- ・ 壁、窓の配置が偏っている建築物

は、耐震性が低い可能性があります。

複数の項目に該
当する場合は要
注意！

☆地震対策としてすぐできること

★ 家具の転倒防止対策

家具の転倒防止用の金具等で家具を固定しましょう

★ 緊急時の対応訓練

一度家庭でも緊急時の対応について話をしてみてください。



【問い合わせ先】

安芸高田市建設部住宅政策課

電話:0826-47-1202